

幼稚園教諭免許状取得の特例制度について

保育士資格を有し、保育士として3年以上かつ4,320時間以上勤務した方が、一定の単位を取得し、教育職員免許法附則第19項に基づき幼稚園教諭普通免許状を申請する際の手続きです。

この制度は、保育教諭制度導入に当たっての特例であり、改正認定こども園法の施行の日から5年を経過する日までの間、適用されます。

1 基礎資格及び必要な実務経験

免許状の種類	基礎資格	保育士等としての実務経験※
幼稚園教諭1種免許状	学士の学位を有すること及び保育士となる資格を有すること	3年以上かつ勤務時間の合計が4,320時間以上
幼稚園教諭2種免許状	保育士となる資格を有すること	

※この実務経験は、「幼稚園（預かり保育）」「保育所」「認定こども園」「認可外保育施設（一定の基準を満たすもの）」「小規模保育施設（A型・B型）」「事業所内保育施設（定員6名以上）」に限ります。（下線部の2施設については、平成28年10月に新たに追加されたものです。平成27年4月1日以降の実務経験を含めることができます。）

2 最低修得単位（1種、2種とも共通）

科目		各科目に含めることが必要な事項	単位数
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
	教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2※
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	1
		保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	1	
合計			8

※「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。